



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

八潮市議会定例会の傍聴

令和4年第1回八潮市議会定例会を3月18日まで開会しています。
一般質問日=3月14日(月)・16日(水)・17日(木)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日21人(当日先着順)
問議事調査課 ☎②77

第3回八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴

日3月23日(水) 午前10時～
場やしお生涯学習館多目的ホール

ル
内オープンハウスの結果、全体構想(分野別方針)について
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎②70

施策評価・事務事業評価の公表

令和2年度に市が実施した施策・事務事業について、評価結果を市ホームページおよび市役所840情報資料コーナーで公表しています。
問企画経営課 ☎②27

生産緑地地区追加指定受付

生産緑地地区の追加指定の受け付けを行います。希望される方は、事前にお問い合わせください。
日4月1日(金)～28日(木)
問公園みどり課 ☎③21

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

1月26日、市と八潮市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結しました。
この協定は、八潮市域で地震、風水害などによる大規模災害が発生した際の災害ボランティアセンターの設置および運営などが円滑に実施できるよう体制の充実を図るものです。
問危機管理防災課 ☎③05

固定資産の価格等の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

令和4年度固定資産税(土地・家屋)の納税者は、本人の土地や家屋の価格と市内の他の土地や家屋の価格との比較ができるよう、次の帳簿を縦覧できます。事前に税額を確認したい方は、この機会をご利用ください。
日4月1日(金)～5月31日(火)(土・日曜日、祝日を除く) ①午前8

時30分～午後5時15分②午前8時30分～午後7時
場①資産税課(縦覧・閲覧)②駅前出張所(閲覧のみ)
内土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)持本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
※市内に固定資産をお持ちの方で、この期間に本人の課税台帳を閲覧される方には、課税台帳の写しを無料でお渡しします(この期間を過ぎると有料)。
問資産税課 ☎④12

児童扶養手当額の変更

4月分から児童扶養手当額が引き下げとなります。
児童扶養手当額(月額)
本体額 43,070円
第2子加算額 10,170円
第3子加算額 6,100円
※一部支給額など、詳しくはお問い合わせください。
問子育て支援課 ☎②09

人権それは愛

同和問題(部落差別)について

～問題の解決に向けて～

問社会教育課 ☎③365、人権・男女共同参画課 ☎④811

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。

情報化の進展に伴いインターネット上において、特定の地域を同和地区と指摘し、同和問題を助長・誘発するような事件や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」などの事象が起きています。また、昨年1月には、県内において、差別ビラが小学校やその周辺に数回にわたり撒かれたという事件が起きました。これらは、同和問題を正しく理解していないがゆえに起きた事件であり、現在もなお同和問題が残っていることを象徴しています。

そうした問題を解決し、差別のない社会を実現していくため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体では、部落差別の解消に向けた研修会やイベントなどのさまざまな取り組みを行っています。

このような問題に対して、誤った情報に流されることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があるのではないのでしょうか。

埼玉西武ライオンズからのメッセージ

問企画経営課 ☎②27
市制施行50周年を迎えたことを記念し、包括連携協定を締結している埼玉西武ライオンズを代表して、選手会長である高橋光成投手から、お祝いのメッセージをいただきました。メッセージは市ホームページおよび秘書広報課YouTubeチャンネル(右の2次元コード)をご覧ください。



住民異動届の臨時受付

3月、4月の日曜日に、住民異動届などの臨時受付を行います。
問市民課 ☎②210
日3月27日、4月3日(各日曜日) 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
場市民課※駅前出張所は受け付けしていません。
内各種証明書の交付、住民異動届(転入・転出など)、印鑑登録、戸籍の届出、個人番号カードの交付、電子証明書の更新
※他市区町村で住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した特例転出の手続きを前々日の金曜日までにしていない場合は、転入手続きに必要な転出情報の連携がされないため、転入手続きはできませんので、平日にご来庁ください。
※他市区町村への照会や市民課以外の手続きが必要となる場合には、後日来庁していただくことがあります。